

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

東日本大震災津波避難者の
受入れ宿泊施設に対する支援
についての要望書

平成 23 年 6 月 15 日

岩手県災害対策本部 本部長

岩 手 県 知 事

達 増 拓 也

東日本大震災津波避難者の 受入れ宿泊施設に対する支援について

3月11日に発生した東日本大震災津波の避難者に対する支援につきましては、多大なる御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの災害により、長期間の避難所生活を余儀なくされる避難者の生活改善を目的に、本県におきましては、県内の内陸部ホテル・旅館等を避難所として、3月下旬より現在まで2千名の避難者の移動・受入れを行ったところです。

避難者は、介護を必要とする高齢者や障がい者も多く、その長期間の利用により、ホテル・旅館等において著しい施設の汚損が生じています。

つきましては、被災者を長期間受け入れたホテル・旅館等において、著しい施設の汚損が生じた場合にその修繕経費についても、避難所の適切な維持・管理という観点から災害救助法の適用範囲としていただきますよう強く要望します。

岩手県における沿岸被災者の2次避難所受入れの状況

1. 経緯

- 3月11日 被災
- 3月14日 内陸部の市町村長に対し被災者受入れを要請
- 3月16日 内陸部のホテル・旅館等に対し被災者の受入れ可能性を調査
- 3月20日～ 沿岸部の各避難所に避難している被災者に対し、内陸部への移動希望調査を開始
- 3月26日～ 被災者のバス移動を開始（ホテル・旅館等の受入れ開始）
週1～2便間隔で移動実施
- 5月9日 被災者の最終バス移動（受入れ完了）

2. 被災者の受入れ状況

- (1) 移動・受入れ期間 3月26日～5月9日
- (2) 退去見込 7月末をめどにしている（既に退去者が増えている。）
- (3) 受入れ施設数 48施設
- (4) 受入れ人数 2,032人（内陸部の避難所から移動した人数を除く。）
うち、半数以上が65歳以上の高齢者（要介護者を含む。）
- (5) 利用部屋数 約800室
- (6) ホテル・旅館等への支払金額 税込5,000円（1人1日3食）

3. 受入れのホテル・旅館等の汚損の状況

被災者を受け入れたホテル・旅館等の利用室について、その多くは、通常の宿泊利用とみなし、ある程度の施設摩耗等については、ホテル・旅館側の負担とするべきであるが、利用室においては、長期間利用であったために次のような著しい汚損が生じている。

これら全てをホテル・旅館側の負担とすることは、受入れ施設の多大な負担となるため、財政的な支援が必要である。

【著しい汚損の例】

- ・ 長期間寝たきりによる寝具、畳、カーペット等の汚損
- ・ 長期間利用による著しい生活臭など

4. 修繕に要する経費（見込み）

財政支援が必要な利用室	800室×5割＝400室程度
財政支援対象とする修繕経費	400室×修繕費20万円＝8,000万円